#### 一般社団法人 様礼文化学会 WEB 受講に関する規程

令和5年6月14日制定 施行

この「WEB 受講に関する規程」(以下、「本規程」とする)は、一般社団法人儀礼文化学会(以下、「当学会」とする)と、WEB 受講に関係する講師または、WEB 受講会員(以下「受講者」という)との関係に適用し、受講料、登録、登録抹消、及び受講者の権利義務等、当学会の WEB 配信運営(以下「WEB 配信」という)方法の基本事項を定めるものです。

## 第1章 総則

(本規程の適用)

第1条 当学会は、講師及び受講者との間に所定の手続により本規程を定め、当学会の講座等の WEB 配信を行う。また、当学会が随時必要に応じて発出する諸運用規則も本規程の一部を構成するものとする。

(受講規程の変更)

- 第2条 当学会は、円滑な WEB 配信のために必要と判断した場合は、受講者に事前の承諾を得ることなく、本規程を所定の手続により変更することができる。変更後の規程については、当学会のホームページへの掲載及び必要に応じて、当学会が適切と判断する方法により受講者に通知することとする。また、通知した時点から、その効力を生ずるものとする。
  - 2 前項の変更に当たっては、講師及び受講者にとって不利益が発生する怖れがある ときは、当事者に対して一定の配慮のもと変更しなければならない。

(用語の定義)

- 第3条 本規程において使用される用語については、次の各号に定義する。
  - (1)「WEB 受講」とは、当学会が運営する WEB 配信環境により、リモートで儀礼 文化講座(以下、「講座」とする)を受講することをいう。また、講座終了後に 講師の音声等を記録した媒体を購入する会員にも本規程を適用する。
  - (2)「WEB 配信」とは、当学会が設営した環境を利用して、WEB で受講できるようにしたシステムまたは、記録した媒体及び資料を配布することをいう。
  - (3) 本規程でいう「所定の手続き」とは、当学会定款第34条第1項2号の規定 (理事会の権限)「規則の制定、変更及び廃止」により制定、変更、廃止を行う 手続きをいう。
  - (4)「当学会が適切と判断する方法」とは、書面、電子メール、電話のいずれかま

たは併用することをいう。

(5)「受講申込者」とは、当学会の会員として登録されている者または、WEB 受講申込と同時に当学会の会員となる者の内、WEB 受講の申し込みをし、受講料を納入した者で、WEB 配信を受信できる設備を所持する者をいう。

## 第2章 WEB 受講登録等

(受講申込等)

- 第4条 当学会のWEB受講の申し込みをする会員は、当学会の会員でなければならない。会員でない者が、WEB受講を申し込む場合は、当学会への入会手続きをして 受理されなければならない。この手続きは同時に行うことを妨げない。
  - 2 当学会の運営する WEB 受講に登録して配信を受けるためには、WEB 受講登録申 込書、もしくは当学会ホームページの申し込みフォームに必要事項を記載して、事 務局に提出(郵送を含む)しなければならない。
  - 3 当学会の事務局は、前項の申し込みがあったときは、第5条の定めにより、受講 の承認・不承認を決定し、これを受講申込者に通知するものとする。
  - 4 第6条に定める受講料の納入日をもって受講申込日とする。

(受講の不承認等)

- 第5条 当学会は、受講者になろうとする者から、第4条の申し込みがあったとき、次の各号に該当する場合は、受講を承認しないことができる。
  - (1) 当学会の会員でない場合。また、趣旨及び本規程に同意しない場合
  - (2)過去に当学会定款及び各規則類等に違反またはその他の規則等に違反したことを理由として除名または退会処分を受けたことがあり、再度入会が認められていない場合
  - (3) 第4条の受講登録申込書の記載に、悪意をもって重大な虚偽記載、誤記または 記入漏れがある場合
  - (4) WEB 受講に使用可能な機材等の環境がなく、整備する意思がないと判断される場合
  - (5) 当学会の退会、登録解除履歴があり、退会等を行った際に未納分の会費及び受 講料が未払いとなっている場合。
  - (6) その他、前各号に準ずる場合で、当学会が受講登録申込を適当でないと判断した場合

(WEB 受講料)

第6条 WEB 受講のための受講料は、原則として通所受講と同額とし、まとめて全回分を年度当初に申し込んだ場合は通所受講と同額の割引を行うものとする。

ただし、講師の配付資料または、終了後の音声記録媒体(DVD等)を申し込む場合は、別途送料を徴収する。送料は、定額とする。また、送料は郵便料金の改定などにより変更することができる。受講料等は指定された方法で納入しなければな

らない。

- 2 講座に使用した配付資料 (講師作成)及び音声記録媒体 (DVD等) は、対面受 講及び WEB 受講申込をした会員のみが申し込むことができる。また、一会員が 複数の資料及び媒体を申し込むことはできない。
- 3 対面受講もしくは WEB 受講の申し込みをしていない者が前項の資料または記録 媒体を購入する場合は、受講料を支払わなければならない。

### 第3章 WEB 受講者の権利義務

(WEB 受講者の権利)

- 第7条 WEB 受講者は次の権利を有する。
  - (1) 当学会が開催するすべての講座、セミナー、大会などに申し込んで参加することができる。ただし、セミナー、大会など WEB 配信をしていないイベントへの参加は対面のみとする。また、対面受講には規定の受講料もしくは参加費を支払わなければならない。
  - (2) WEB 受講に関する資料等を申し込んで配付を受けることができる。資料等は、種類により紙媒体、データ、DVD などとする。ただし、送料などの諸費用は必要に応じて決められた金額を負担しなければならない。

(WEB 受講生の義務)

- 第8条 WEB 受講者は、次の義務を負う。
  - (1) 入会金、年間会費及び受講料等を定められた期日までに納入すること。
  - (2) 単位修得に向けて可能な範囲で努力すること。
  - (3) 入会時に登録した事項に変更が生じたときは、遅滞なく当学会事務局に所定の方法で手続きを行うこと。

## 第4章 退会、登録解除、受講資格の喪失

(退会、登録解除)

第9条 WEB 受講者が登録を解除しようとするときは、事務局に「退会届」もしくは「WEB 受講登録解除届」等を提出しなければならない。

なお、WEB 受講者の退会、登録解除手続きは、E-mail にて指定のフォーマットで行うことができる。

- (1)年度の途中で退会、登録解除した場合は、入会金、及びその年度に納入した年間会費は返納しない。また、年度当初に、年間の講座全回分の受講料を前納した者についてもこれを返納しない。
- (2) 当学会を退会した場合は、WEB 受講も登録解除したものとみなす。WEB 受講 登録のみを解除し、当学会会員を継続することは可能とする。
- (3) 当学会を退会、もしくは登録を解除する際は、退会、もしくは解除日までにそれまで滞納していた会費等を支払わなければならない。
- 2 受講生は次のいずれかの一つに該当するときは、退会もしくは登録解除したもの

と見なす。

- (1)後見開始または補佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (3)年間会費を当該年度の9月30日までに全納しないとき。また、当学会の督促に対して支払いが行われなかったときは、ニュース、及び印刷物などの提供は受けることができない。ただし、当学会が認める特段の理由がある場合を除く。

(除名)

- 第10条 当学会は、受講者が次の各号に該当するときは、当該受講者に対して事前に通 知及び勧告することなく、当該受講者の資格を停止、または解除することができ る。
  - (1) 内外の諸法令又は、公序良俗に反する行為を行って、処罰を受けたとき。
  - (2) 当学会、他の受講者または第三者を誹謗中傷する情報を流し被害が発生したとき。
  - (3) 他人の個人情報を漏洩し、プライバシーを侵害したとき、またはその怖れのある行為をしたとき。また、他人の名誉、または信用を失墜させる行為があったとき。
  - (4) 本規程に違反したとき。
  - (5) 当学会が、会員、受講者として不適当と判断したとき。
  - 2 前項各号の処分を発令するときは、当学会の定款に定める手続きを経なければならない。

(会員、受講者の資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員または受講者が第9条あるいは、前条の規定によりその資格を喪失したと きは、当学会に対する権利を失う。また、未履行の義務及び規則に定めがあるとき は、継続して義務を負うものとする。
  - 2 当学会は、会員または受講者がその資格を喪失したとき、すでに納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

## 第5章 受講資格有効期限終了に伴う措置

(措置)

第12条 受講資格有効期限が過ぎ、当学会からの通知の後も当学会が当該受講者の更新の意思及び会費等の支払いが確認できず、受講資格の更新がなされないとき、またはその他の事由によって当該受講者の受講資格が失われたときは、受講資格に基づく権利の行使を停止し、当学会に対し債務があったときは速やかに精算することとする。

# 第6章 禁止行為

(禁止行為)

第13条 受講者は無断で当学会の名称及び、各種名簿類、またはその活動主旨、活動内

容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはならない。

## 第7章 情報管理

(個人情報の保護)

- 第14条 受講者の個人情報保護について次のとおり定める。
  - (1) 受講者の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、個人情報保護のため、全受講生がその取扱いには十分注意し、受講者以外の第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。
  - (2) 当学会は、当学会が所有する受講者の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当学会が別に定める、個人情報取扱規程ならびに個人情報保護に関する基本方針に従い、当該個人情報を適切に取扱うものとする。

## 第8章 知的財産

(知的財産の帰属)

- 第15条 当学会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイディア、発明、考案、意 匠、商標に関する権利は、当学会に帰属する。
  - 2 当学会が開催する講座及びセミナー等の講義資料として講師から提供された資料 の配付及び利用権は、当学会に帰属する。ただし、講師の事前承諾を必要とする。 また、講師が作成した資料は、基本的に講師に著作権があるものとし、資料内に使 用した図画、データなどの著作権保護の責務も講師に有するものとする。

(知的財産の保護)

- 第16条 当学会が作成し発行するすべての資料・データ等については、無断で他の媒体 に掲載し、第三者に有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または公表してはな らない。
  - 2 当学会の会員が、受講目的のために配付を受けた資料については、講師に著作権が、また配布・利用権は当学会にあるものとし、所持する会員が無断で複写、配布、貸与することはできない。また同時に SNS 等を通じて第三者に提示することもできない。

#### 第9章 損害賠償等

(損害賠償)

第17条 受講者が、本規程に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当 学会または当学会の講師が損害を受けたときは、当該受講者は、当学会または当学 会の講師が受けた損害を当事者に賠償しなければならない。

(免責)

第18条 当学会は、受講者に提供するサービスの利用により発生した受講者の損害等に対し、当学会の故意または過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠

償責任、その他一切の責任を負わない。

## 第10章 残存条項

(残存条項)

第19条 退会、または受講登録解除したとき、あるいは受講資格が停止もしくは喪失したときであっても、第12条から第18条及び本条の規定は有効に存続するものとする。

#### 第11章 その他

(準拠法等)

第20条 本規程の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本の国内法ならびに当学会 の定款及び当学会が制定する諸規則・規程が適用されるものとする。

(合意管轄)

- 第21条 受講者と当学会の紛争については、東京地方裁判所をその管轄裁判所とする。 (規定の追加)
- 第22条 本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当学会が 所定の手続きに基づいて定めるものとする。

#### 附則

本規程は、令和5年に開催される理事会において可決したときから施行される。ただし、 令和5年4月1日から当該理事会開催までの間、当学会が定める諸規則類を準用するもの とする。

2 令和5年理事会は6月14日付書面決議にて開催可決成立した。よって、本規程は令和5年6月14日施行とする。